（厚生労働省組織規則の一部改正）

第十条　厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
目次	目次
第一章　本省	第一章　本省
第一節　（略）	第一節　（略）
第二節　施設等機関	第二節　施設等機関
第一款～第六款　（略）	第一款～第六款　（略）
第七款　削除	第七款　国立感染症研究所（第五百七十四条―第六百二十二条の五）
第八款　（略）	第八款　（略）
第三節　（略）	第三節　（略）
第二章～第四章　（略）	第二章～第四章　（略）
附則	附則
第五百七十四条から第六百二十二条の五まで　削除	**第七款**　国立感染症研究所
	（国立感染症研究所の位置）
	第五百七十四条　国立感染症研究所は、東京都に置く。
	（所長及び副所長）
	第五百七十五条　国立感染症研究所に、所長及び副所長一人を置く。
	2　所長は、国立感染症研究所の事務を掌理する。
	3　副所長は、所長を助け、国立感染症研究所の事務を整理する。
	第五百七十六条　削除
	（国立感染症研究所に置く部等）
	第五百七十七条　国立感染症研究所に、次の十二部及び一室並びに研究企画調整センター、感染症疫学センター、エイズ研究センター、病原体ゲノム解析研究センター、インフルエンザ・呼吸器系ウイルス研究センター、薬剤耐性研究センター、感染症危機管理研究センター、治療薬・ワクチン開発研究センター、実地疫学研究センター、次世代生物学的製剤研究センター、安全管理研究センター及び品質管理研究センターを置く。
	総務部
	ウイルス第一部
	ウイルス第二部
	ウイルス第三部
	細菌第一部
	細菌第二部
	寄生動物部
	感染病理部
	真菌部
	細胞化学部
	昆虫医科学部
	獣医科学部
	国際協力室